

＜ 両立支援等助成金 ＞

職業生活と家庭生活を両立させるための制度の導入、女性の活躍推進のための取組を実施した場合

※ <> は生産性要件を満たした場合
 ※ () は中小企業事業主以外
 ※ (-) は中小企業事業主のみ

内 容	助 成 額
<p>新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース 妊娠中の女性労働者に対し、新型コロナウイルス感染症への措置として医師等から指導を受け、必要な措置をした場合</p>	<p>[特例措置につき申請期限等あり] 1人当たり有給休暇5日以上20日未満：25万円 以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円）</p>
<p>出生時両立支援コース 男性労働者が育児休業又は育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者に一定期間の連続した育児休業、又は育児目的休暇を導入し一定期間の育児目的休暇を取得させた場合</p>	<p>1人目（2人目以降減額あり…10人まで） 57万円 <72万円> (28.5万円 <36万円>) 育児目的休暇の導入・利用 28.5万円 <36万円> (14.25万円 <18万円>)</p>
<p>介護離職防止支援コース 仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、介護に直面する労働者の「介護支援プラン」を策定及び導入し、労働者に一定期間の介護休業又は介護のための柔軟な就労形態の制度を利用させた場合</p>	<p>介護休業取得時・職場復帰時にそれぞれ、28.5万円 <36万円> (-) 介護のための両立支援制度を導入し合計20日以上利用 28.5万円 <36万円> (-) 新型コロナウイルス感染症対応特例 [特例措置につき申請期限等あり] 1人あたり有給休暇5日以上20日未満：20万円 (-) 合計10日以上：35万円 (-)</p>
<p>育児休業等支援コース 育児休業復帰支援プランを策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の育児休業の円滑な取得・原職等復帰をさせた場合・育児休業の取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職等に復帰させた場合・産後休業（育児休業）終了後、子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入・運用した場合（職場復帰後支援）</p>	<p>育児取得時・職場復帰時にそれぞれ、 1人当たり28.5万円 <36万円> (-) 代替要員確保時1人当たり47.5万円 <60万円> (-) 職場復帰後支援（制度導入時）28.5万円 <36万円> (-) （制度利用時）看護休暇制度 1,000円 <1,200円> × 時間 保育サービス費用 利用した実支出額の2/3 補助</p>
<p>再雇用者評価処遇コース 妊娠、出産等を理由にして退職した者について、離職前の勤務を評価する再雇用制度を周知して、採用する場合</p>	<p>再雇用1人目 38万円 <48万円> (28.5万円 <36万円>) 再雇用2～5人目 28.5万円 <36万円> (19万円 <24万円>)</p>
<p>女性活躍加速化コース 女性の活躍に関する「行動計画」を策定して、数値目標を達成した場合</p>	<p>数値目標の達成時 47.5万円 <60万円> (-)</p>

パンフレット・申請様式・提出先

パンフレット	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース	【PDF 447KB】
	出生時両立支援、介護、育児休業、再雇用コース	【PDF 3,525KB】
	女性活躍加速化コース	【PDF 1,134KB】
申請様式	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース	
	出生時両立支援、介護、育児休業、再雇用、女性活躍コース	
問い合わせ提出先	山形労働局 雇用環境・均等室 〒990-8567 山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階 TEL：023-624-8228 FAX：023-624-8246	